

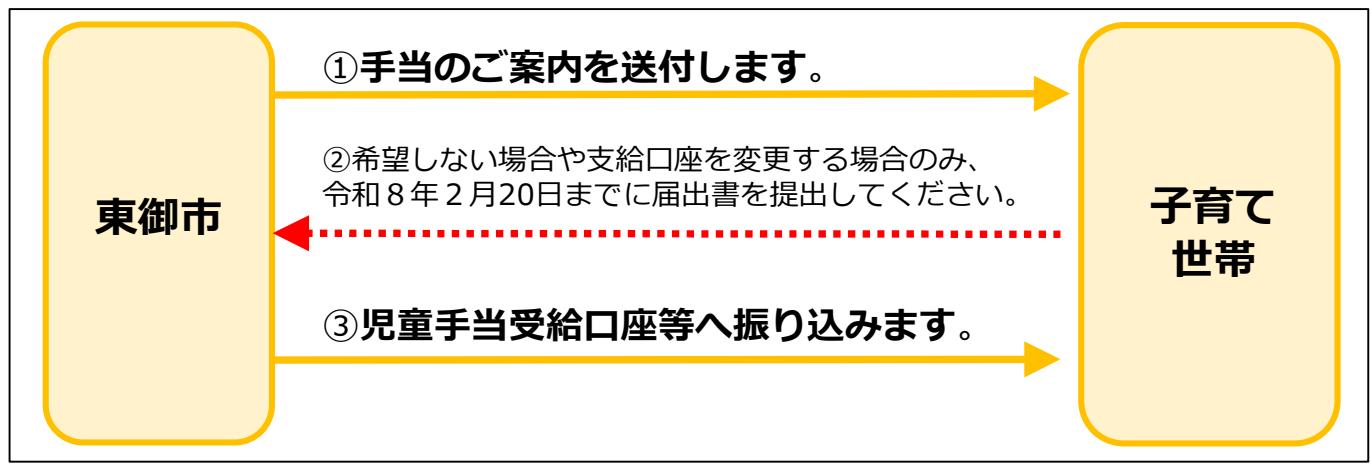
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」に該当する方です。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年10月10日支給時（9月分）の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）及び（2）の児童手当受給者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

東御市では3月中旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができない場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。
注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座に振り込みます

（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年2月20日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

東御市では次に記載する方について申請が必要です。

- ・令和8年1月1日以後児童手当の出生に係る申請を行う保護者（児童手当の申請と同時にご案内します。）
- ・公務員で所属庁から児童手当を受給している方（詳細は所属庁にお問い合わせください。）
- ・令和7年10月1日以降に離婚等により児童手当の受給者となった方

申請期限：令和8年4月15日（水）

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

10月支給時（9月分）の児童手当を支給した市町村（令和7年9月以降に出生した児童については児童手当の申請を行った市町村）から支給します。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で支給を受けられる場合がありますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（東御市役所）

「物価高対応子育て応援手当」窓口
電話：**0268（64）8888**
(受付時間：平日8:30～17:15)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：**0120-252-071**
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに東御市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに東御市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。